

令和2年度横浜市予算について

横浜市報号外第4号 別冊

目 次

令和2年度	横浜市一般会計予算	……………	1
令和2年度	横浜市国民健康保険事業費会計予算	……………	21
令和2年度	横浜市介護保険事業費会計予算	……………	24
令和2年度	横浜市後期高齢者医療事業費会計予算	……………	28
令和2年度	横浜市港湾整備事業費会計予算	……………	31
令和2年度	横浜市中央卸売市場費会計予算	……………	36
令和2年度	横浜市中央と畜場費会計予算	……………	41
令和2年度	横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算	……………	45
令和2年度	横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算	……………	48
令和2年度	横浜市公害被害者救済事業費会計予算	……………	51
令和2年度	横浜市市街地開発事業費会計予算	……………	54
令和2年度	横浜市自動車駐車場事業費会計予算	……………	58
令和2年度	横浜市新墓園事業費会計予算	……………	61
令和2年度	横浜市風力発電事業費会計予算	……………	66
令和2年度	横浜市みどり保全創造事業費会計予算	……………	69
令和2年度	横浜市公共事業用地費会計予算	……………	74
令和2年度	横浜市市債金会計予算	……………	78
令和2年度	横浜市下水道事業会計予算	……………	81
令和2年度	横浜市埋立事業会計予算	……………	85
令和2年度	横浜市水道事業会計予算	……………	87
令和2年度	横浜市工業用水道事業会計予算	……………	91
令和2年度	横浜市自動車事業会計予算	……………	94
令和2年度	横浜市高速鉄道事業会計予算	……………	97
令和2年度	横浜市病院事業会計予算	……………	100

令和2年度横浜市一般会計予算

令和2年度横浜市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,740,016,406千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、190,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		844,082,000 <small>千円</small>
	1 市 民 税	465,238,000
	2 固 定 資 産 税	276,996,000
	3 軽 自 動 車 税	3,120,000
	4 市 た ば こ 税	19,885,000
	5 入 湯 税	79,000
	6 事 業 所 税	18,457,000
	7 都 市 計 画 税	60,307,000
2 地 方 譲 与 税		8,962,001
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,956,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	4,514,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	1
	4 森 林 環 境 譲 与 税	302,000
	5 特 別 と ん 譲 与 税	1,161,000
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	29,000
3 利 子 割 交 付 金		464,000
	1 利 子 割 交 付 金	464,000
4 配 当 割 交 付 金		4,648,000
	1 配 当 割 交 付 金	4,648,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		3,396,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	3,396,000

款	項	金 額
6 分離課税所得割交付金		991,000 ^{千円}
	1 分離課税所得割交付金	991,000
7 法人事業税交付金		3,881,000
	1 法人事業税交付金	3,881,000
8 地方消費税交付金		82,369,000
	1 地方消費税交付金	82,369,000
9 ゴルフ場利用税交付金		139,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	139,000
10 環境性能割交付金		2,354,000
	1 環境性能割交付金	2,354,000
11 軽油引取税交付金		11,895,000
	1 軽油引取税交付金	11,895,000
12 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		500,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	500,000
13 地方特例交付金		5,051,000
	1 地方特例交付金	5,051,000
14 地方交付税		20,000,000
	1 地方交付税	20,000,000
15 交通安全対策特別交付金		840,000
	1 交通安全対策特別交付金	840,000
16 分担金及び負担金		27,405,572
	1 負担金	27,405,572
17 使用料及び手数料		49,876,279

款	項	金 額
	1 使 用 料	39,569,176 ^{千円}
	2 手 数 料	10,307,103
18 国 庫 支 出 金		335,416,392
	1 国 庫 負 担 金	287,856,867
	2 国 庫 補 助 金	46,349,321
	3 国 庫 委 託 金	1,210,204
19 県 支 出 金		89,871,685
	1 県 負 担 金	64,846,680
	2 県 補 助 金	16,778,083
	3 県 委 託 金	8,246,922
20 財 産 収 入		14,596,267
	1 財 産 運 用 収 入	5,715,370
	2 財 産 売 払 収 入	8,880,897
21 寄 附 金		1,079,821
	1 寄 附 金	1,079,821
22 繰 入 金		33,017,635
	1 資 産 活 用 推 進 基 金 繰 入 金	2,109,221
	2 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	4,138,889
	3 都 市 交 通 基 盤 整 備 基 金 繰 入 金	190,263
	4 市 民 活 動 推 進 基 金 繰 入 金	38,171
	5 都 市 整 備 基 金 繰 入 金	200,000
	6 環 境 保 全 基 金 繰 入 金	60,539
	7 社 会 福 祉 基 金 繰 入 金	71,736

款	項	金額
	8 世界を目指す若者 応援基金繰入金	11,200 ^{千円}
	9 協働の森基金繰入金	25,000
	10 動物園基金繰入金	9,000
	11 母子父子寡婦福祉資金会計 繰入金	211,866
	12 学校施設整備基金繰入金	30,000
	13 減債基金繰入金	25,921,750
23 繰越金		1
	1 繰越金	1
24 諸収入		72,519,753
	1 延滞金、加算金及び過料	394,171
	2 市預金利子	2,000
	3 貸付金元利収入	47,832,751
	4 収益事業収入	10,000,000
	5 雑入	14,290,831
25 市債		126,661,000
	1 市債	126,661,000
歳入合計		1,740,016,406

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		3,118,043 <small>千円</small>
	1 議 会 費	3,118,043
2 総 務 費		84,537,673
	1 政 策 費	22,648,570
	2 国 際 費	1,665,601
	3 総 務 費	41,071,855
	4 財 政 費	2,644,719
	5 税 務 費	13,312,208
	6 会 計 管 理 費	1,581,823
	7 人 事 委 員 会 費	270,330
	8 監 査 費	441,007
	9 選 挙 費	901,560
3 市 民 費		51,662,275
	1 市 民 行 政 費	22,851,509
	2 地 域 行 政 費	28,810,766
4 文 化 観 光 費		14,283,901
	1 文 化 観 光 費	14,283,901
5 経 済 費		43,609,572
	1 経 済 費	43,609,572
6 こ ど も 青 少 年 費		307,930,695
	1 青 少 年 費	22,404,209
	2 子 育 て 支 援 費	187,966,013

款	項	金 額
	3 こども福祉保健費	97,560,473 <small>千円</small>
7 健康福祉費		339,488,045
	1 社会福祉費	44,719,948
	2 障害者福祉費	117,404,031
	3 老人福祉費	11,747,499
	4 生活援護費	129,439,389
	5 健康福祉施設整備費	6,005,648
	6 公衆衛生費	23,242,192
	7 環境衛生費	3,202,789
	8 医療政策費	3,726,549
8 環境創造費		36,371,268
	1 環境総務費	9,305,827
	2 総合企画費	1,202,232
	3 環境保全費	464,370
	4 環境活動推進費	1,009,033
	5 環境施設費	9,236,397
	6 環境整備費	15,153,409
9 資源循環費		41,993,265
	1 資源循環管理費	22,933,925
	2 適正処理費	18,637,756
	3 し尿処理費	421,584
10 建築費		24,914,290
	1 建築指導費	12,476,624

款	項	金 額
	2 住 宅 費	12,437,666 <small>千円</small>
11 都 市 整 備 費		19,194,927
	1 都 市 整 備 費	19,194,927
12 道 路 費		82,793,943
	1 道 路 維 持 管 理 費	24,608,617
	2 道 路 整 備 費	54,337,663
	3 河 川 費	3,847,663
13 港 灣 費		19,034,944
	1 港 灣 管 理 費	14,682,644
	2 港 灣 整 備 費	4,352,300
14 消 防 費		39,522,528
	1 消 防 費	39,522,528
15 教 育 費		258,371,357
	1 教 育 総 務 費	186,795,004
	2 小 学 校 費	11,207,678
	3 中 学 校 費	5,308,127
	4 高 等 学 校 費	886,232
	5 特 別 支 援 学 校 費	1,347,474
	6 生 涯 学 習 費	2,922,426
	7 学 校 保 健 体 育 費	20,355,639
	8 教 育 施 設 整 備 費	29,548,777
16 公 債 費		189,169,042
	1 公 債 費	181,565,663

款	項	金額
	2 第三セクター等改革推進債費 公債	7,603,379 <small>千円</small>
17 諸 支 出 金		183,020,638
	1 特別会計繰出金	183,020,638
18 予 備 費		1,000,000
	1 予備費	1,000,000
歳 出 合 計		1,740,016,406

第2表 債務負担行為

1 新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
オンライン健康医療相談モデル事業における成果連動型業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限度額 6,000 千円
横浜市市庁舎商業施設プロパティマネジメント業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から令和12年度まで	限度額 140,000 千円
本牧市民プールの整備及び施設維持管理等の実施に係る予算外義務負担	令和3年度から令和14年度まで	限度額 2,600,000 千円
学校施設夜間照明設備整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限度額 45,000 千円
都田地区センター（仮称）及び都田地域ケアプラザ（仮称）整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限度額 910,000 千円
本郷台駅前公共施設用床取得に係る予算外義務負担	令和3年度	限度額 1,200,000 千円
鶴見区民文化センター天井改修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から令和4年度まで	限度額 600,000 千円
横浜美術館大規模改修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から令和5年度まで	限度額 12,000,000 千円

事 項	期 間	限 度 額	限 度 額
横浜みなとみらいホール大規模改修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から 令和4年度まで	限 度 額	7,200,000 千円
港北区民文化センター（仮称）用床取得に係る予算外義務負担	令和3年度から 令和5年度まで	限 度 額	3,200,000 千円
横浜市中心職業訓練校訓練業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	12,000 千円
西部児童相談所再整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	1,400,000 千円
西柴地域ケアプラザ（仮称）及び西柴コミュニティハウス（仮称）用床取得に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	240,000 千円
公園施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	130,000 千円
公園緑地設備改良工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	15,000 千円
ウッド軟化栽培施設撤去工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	67,000 千円
粗大ごみ収集業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	200,000 千円

事 項	期 間	限 度 額	額
金沢工場中央監視制御装置更新工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から 令和4年度まで	限 度 額	1,400,000 千円
狭あい道路拡幅整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	450,000 千円
公共建築物長寿命化対策のための修繕業務等委託契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	400,000 千円
道水路等境界調査業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	64,000 千円
道路用地管理工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	16,000 千円
道路修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	1,700,000 千円
交通安全施設等整備・補修工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	310,000 千円
都市計画道路用地管理工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	62,000 千円
河川・水路等修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額	96,000 千円

事 項	期 間	限 度 額	額
河川整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限 度 額	240,000 千円
阿久和川護岸整備及び橋際橋改築工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限 度 額	150,000 千円
臨港道路管理修繕業務委託契約等の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限 度 額	39,000 千円
港湾施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限 度 額	48,000 千円
消防本部庁舎整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から 令和5年度まで	限 度 額	11,000,000 千円
消防通信指令システム設備更新工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から 令和5年度まで	限 度 額	3,800,000 千円
消防艇更新整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限 度 額	580,000 千円
横浜市中心図書館ESCO事業委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から 令和15年度まで	限 度 額	140,000 千円
緑園義務教育学校整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限 度 額	2,400,000 千円

事 項	期 間	限 度 額
小中学校増築工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限度額 770,000 千円
小中学校建替工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限度額 470,000 千円
学校施設改修業務委託契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限度額 1,000,000 千円

2 過年度に債務負担行為をしたものの変更

変 更 前			変 更 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
公益財団法人横浜市建築助成公社のためにする損失補償	平成31年4月から令和3年3月まで	借入限度額 28,009,550千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和3年3月までの間に償還	公益財団法人横浜市建築助成公社のためにする損失補償	令和2年4月から令和4年3月まで	借入限度額 16,188,250千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和4年3月までの間に償還
横浜市住宅供給公社のためにする損失補償	平成31年4月から令和7年3月まで	借入限度額 2,820,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和7年3月までの間に償還	横浜市住宅供給公社のためにする損失補償	令和2年4月から令和8年3月まで	借入限度額 2,780,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和8年3月までの間に償還
株式会社横浜国際平和会議場のためにする損失補償	平成31年4月から令和10年3月まで	借入限度額 6,795,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和10年3月までの間に償還	株式会社横浜国際平和会議場のためにする損失補償	令和2年4月から令和10年3月まで	借入限度額 6,005,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和10年3月までの間に償還
一般財団法人横浜市道路建設事業団のためにする損失補償	平成31年4月から令和10年3月まで	借入限度額 37,147,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和10年3月までの間に償還	一般財団法人横浜市道路建設事業団のためにする損失補償	令和2年4月から令和10年3月まで	借入限度額 32,682,500千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和10年3月までの間に償還
横浜高速鉄道株式会社のためにする損失補償	平成31年4月から令和22年3月まで	借入限度額 50,373,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和22年3月までの間に償還	横浜高速鉄道株式会社のためにする損失補償	令和2年4月から令和23年3月まで	借入限度額 43,162,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令和23年3月までの間に償還

変 更 前			変 更 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
株式会社 横浜港国 際流通セ ンターの ためにす る損失補 償	平成31年 4月から 令和12年 3月まで	借入限度額 1,935,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和12年3月までの 間に償還	株式会社 横浜港国 際流通セ ンターの ためにす る損失補 償	令和2年 4月から 令和13年 3月まで	借入限度額 1,351,000千円 借入先 市中の金融機関 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和13年3月までの 間に償還
株式会社 横浜シー サイドラ インのた めにする 損失補償	平成31年 4月から 令和3年 3月まで	借入限度額 1,640,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和3年3月までの 間に償還	株式会社 横浜シー サイドラ インのた めにする 損失補償	令和2年 4月から 令和3年 3月まで	借入限度額 800,000千円 借入先 市中の金融機関等 利 率 年7.0%以内 償還方法 借入れの月から令 和3年3月までの 間に償還

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
横浜市立大学貸付金	千円 1,500,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
横浜市立大学関係施設整備費	676,000	同 上	同 上	同 上
新市庁舎整備費	1,084,000	同 上	同 上	同 上
総務施設整備費	951,000	同 上	同 上	同 上
危機管理施設整備費	1,203,000	同 上	同 上	同 上
スポーツ施設整備費	1,934,000	同 上	同 上	同 上
地域施設整備費	4,464,000	同 上	同 上	同 上
創造界限拠点整備費	25,000	同 上	同 上	同 上
文化施設整備費	1,767,000	同 上	同 上	同 上
青少年育成施設整備費	113,000	同 上	同 上	同 上
保育所等整備費	461,000	同 上	同 上	同 上
放課後児童育成施設整備費	11,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
児童福祉施設整備費	千円 664,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
健康福祉施設整備費	3,066,000	同 上	同 上	同 上
葬務施設整備費	139,000	同 上	同 上	同 上
公園緑地整備費	7,253,000	同 上	同 上	同 上
事務所等整備費	147,000	同 上	同 上	同 上
車両管理費	343,000	同 上	同 上	同 上
工場費	2,331,000	同 上	同 上	同 上
産業廃棄物対策費	104,000	同 上	同 上	同 上
し尿処理施設費	54,000	同 上	同 上	同 上
住環境改善事業費	220,000	同 上	同 上	同 上
公共建築物長寿命化対策費	2,100,000	同 上	同 上	同 上
市営住宅管理費	243,000	同 上	同 上	同 上
市営住宅整備費	1,548,000	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市交通費	7,711,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
地域整備費	1,660,000	同	同上	同上
道路等維持費	1,000,000	同	同上	同上
交通安全施設等整備費	214,000	同	同上	同上
道路特別整備費	5,009,000	同	同上	同上
街路整備費	10,119,000	同	同上	同上
高速道路等整備費	190,000	同	同上	同上
道路費負担金	9,406,000	同	同上	同上
河川管理費	157,000	同	同上	同上
河川整備費	661,000	同	同上	同上
港湾施設等維持費	3,150,000	同	同上	同上
ふ頭整備費	523,000	同	同上	同上
港湾整備費負担金	956,000	同	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
警防活動施設整備費	千円 617,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。 外国通貨により起債する場合には、その限度額は、前記金額の全部または一部を、起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。また、この場合において、市債証券を紛失または滅失したものに交付するため必要あるときは、限度額欄に規定するもののほか、市債証券を発行することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
消防団施設整備費	470,000	同	同上	同上
消防施設整備費	1,052,000	同	同上	同上
教育関連施設整備費	322,000	同	同上	同上
学校用地費	446,000	同	同上	同上
小・中学校整備費	6,612,000	同	同上	同上
学校施設営繕費	10,540,000	同	同上	同上
水道事業会計繰出金	78,000	同	同上	同上
高速鉄道事業会計繰出金	3,367,000	同	同上	同上
臨時財政対策債	30,000,000	同	同上	同上
計	126,661,000			

令和2年度横浜市国民健康保険事業費会計予算

令和2年度横浜市の国民健康保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ316,367,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		71,888,347 ^{千円}
	1 国民健康保険料	71,888,347
2 一部負担金		8
	1 一部負担金	8
3 国庫支出金		23,163
	1 国庫支出金	23,163
4 県支出金		215,694,436
	1 保険給付費等交付金	215,694,436
5 財産収入		1,010
	1 財産運用収入	1,010
6 繰入金		27,970,647
	1 一般会計繰入金	27,970,647
7 諸収入		789,790
	1 貸付金元利収入	900
	2 雑収入	788,890
歳 入 合 計		316,367,401

歳 出

款	項	金 額
1 国民健康保険事業費		316,367,401 <small>千円</small>
	1 総 務 費	5,707,211
	2 保 険 給 付 費	310,649,180
	3 基 金 積 立 金	1,010
	4 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		316,367,401

令和2年度横浜市介護保険事業費会計予算

令和2年度横浜市の介護保険事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ293,554,127千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介 護 保 險 料		61,209,288 <small>千円</small>
	1 介 護 保 險 料	61,209,288
2 使 用 料 及 び 手 数 料		96,622
	1 手 数 料	96,622
3 国 庫 支 出 金		62,363,491
	1 国 庫 負 担 金	49,000,197
	2 国 庫 補 助 金	13,363,294
4 支 払 基 金 交 付 金		75,439,260
	1 支 払 基 金 交 付 金	75,439,260
5 県 支 出 金		41,357,393
	1 県 負 担 金	38,961,877
	2 県 補 助 金	2,395,516
6 財 産 収 入		3,191
	1 財 産 運 用 収 入	3,191
7 繰 入 金		52,716,380
	1 一 般 会 計 繰 入 金	46,533,614
	2 基 金 繰 入 金	6,182,766
8 繰 越 金		363,661
	1 繰 越 金	363,661
9 諸 収 入		4,841
	1 貸 付 金 元 利 収 入	360

款	項	金 額
	2 雜 入	千円 4,481
歳 入 合 計		293,554,127

歳 出

款	項	金 額
1 介 護 保 險 事 業 費		293,554,127 ^{千円}
	1 総 務 費	6,647,480
	2 保 険 給 付 費	270,729,292
	3 地 域 支 援 事 業 費	15,894,453
	4 基 金 積 立 金	272,902
	5 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		293,554,127

令和2年度横浜市後期高齢者医療事業費会計予算

令和2年度横浜市の後期高齢者医療事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ82,424,114千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		46,190,565 <small>千円</small>
	1 後期高齢者医療保険料	46,190,565
2 繰 入 金		36,027,080
	1 一般会計繰入金	36,027,080
3 繰 越 金		103,897
	1 繰 越 金	103,897
4 諸 収 入		102,572
	1 貸付金元利収入	360
	2 償還金及び還付加算金	91,400
	3 雑 入	10,812
歳 入 合 計		82,424,114

歳 出

款	項	金 額
1 後期高齢者医療事業費		82,424,114 <small>千円</small>
	1 総 務 費	1,089,170
	2 負 担 金	81,324,944
	3 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		82,424,114

令和2年度横浜市港湾整備事業費会計予算

令和2年度横浜市の港湾整備事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,459,503千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,169,423 <small>千円</small>
	1 使用料	1,169,423
2 財産収入		20,847
	1 財産運用収入	20,847
3 繰入金		100,255
	1 一般会計繰入金	100,255
4 繰越金		400,000
	1 繰越金	400,000
5 諸収入		21,744,578
	1 貸付金元利収入	1,400,097
	2 雑収入	20,344,481
6 市債		14,024,400
	1 市債	14,024,400
歳 入 合 計		37,459,503

歳 出

款	項	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		37,459,503 ^{千円}
	1 管 理 費	1,377,032
	2 施 設 整 備 費	759,000
	3 山 下 ふ 頭 用 地 造 成 等 事 業 費	6,668,000
	4 新 本 牧 ふ 頭 整 備 費	22,774,000
	5 港 湾 施 設 等 整 備 費 貸 付 金	4,592,400
	6 公 債 費	1,284,071
	7 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		37,459,503

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
山下ふ頭用地造成等事業に伴う2年度建物移転補償契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から 令和4年度まで	限 度 額 3,000,000千円
新本牧ふ頭第1期地区整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額 12,000,000千円
高度化上屋等整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令 和 3 年 度	限 度 額 8,700,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾機能施設等整備費	千円 130,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
山下ふ頭用地造成等事業費	6,741,000	同 上	同 上	同 上
新本牧ふ頭整備費負担金	2,561,000	同 上	同 上	同 上
港湾施設等整備費貸付金	4,592,400	同 上	同 上	同 上
計	14,024,400			

令和2年度横浜市中心卸売市場費会計予算

令和2年度横浜市の中央卸売市場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,097,792千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,426,707 ^{千円}
	1 使用料	1,426,706
	2 手数料	1
2 財産収入		576,757
	1 財産運用収入	576,756
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		147,800
	1 一般会計繰入金	147,800
4 繰越金		71,744
	1 繰越金	71,744
5 諸収入		377,784
	1 雑収入	377,784
6 市債		497,000
	1 市債	497,000
歳 入 合 計		3,097,792

歲 出

款	項	金 額
1 中 央 卸 売 市 場 費		3,097,792 <small>千円</small>
	1 運 營 費	2,338,000
	2 施 設 整 備 費	533,100
	3 公 債 費	224,692
	4 予 備 費	2,000
歲 出 合 計		3,097,792

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
横浜市中央卸売市場本場青果部施設整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から令和4年度まで	限 度 額 580,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
本場施設整備費	千円 497,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	497,000			

令和2年度横浜市中心と畜場費会計予算

令和2年度横浜市中心の中央と畜場費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,100,582千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		199,455 <small>千円</small>
	1 使用料	199,455
2 財産収入		482
	1 財産運用収入	481
	2 財産売却収入	1
3 繰入金		2,254,134
	1 一般会計繰入金	2,254,134
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		692,510
	1 貸付金元利収入	580,000
	2 雑収入	112,510
6 市債		1,954,000
	1 市債	1,954,000
歳 入 合 計		5,100,582

歳 出

款	項	金 額
1 中 央 と 畜 場 費		5,100,582 <small>千円</small>
	1 運 営 費	2,717,619
	2 施 設 整 備 費	1,961,729
	3 公 債 費	420,234
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		5,100,582

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中央と畜場 施設整備費	千円 1,954,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	1,954,000			

令和2年度横浜市母子父子寡婦福祉資金会計予算

令和2年度横浜市の母子父子寡婦福祉資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,016,647千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 貸 付 金 収 入		千円 343,027
	1 貸 付 金 元 利 収 入	343,027
2 繰 入 金		37,029
	1 一 般 会 計 繰 入 金	37,029
3 繰 越 金		636,564
	1 繰 越 金	636,564
4 諸 収 入		27
	1 雑 入	27
歳 入 合 計		1,016,647

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付費		1,016,647 <small>千円</small>
	1 貸 付 金	342,749
	2 事 務 費	37,334
	3 公 債 費	424,698
	4 一 般 会 計 繰 出 金	211,866
歳 出 合 計		1,016,647

令和2年度横浜市勤労者福祉共済事業費会計予算

令和2年度横浜市の勤労者福祉共済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ450,815千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 共 済 掛 金 収 入		390,000 <small>千円</small>
	1 共 済 掛 金 収 入	390,000
2 財 産 収 入		20
	1 財 産 運 用 収 入	20
3 繰 入 金		14,425
	1 一 般 会 計 繰 入 金	14,425
4 繰 越 金		44,642
	1 繰 越 金	44,642
5 諸 収 入		1,728
	1 雑 入	1,728
歳 入 合 計		450,815

歳 出

款	項	金 額
1 勤 労 者 福 祉 共 済 事 業 費		450,815 <small>千円</small>
	1 運 営 費	449,815
	2 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		450,815

令和2年度横浜市公害被害者救済事業費会計予算

令和2年度横浜市の公害被害者救済事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ37,775千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		5,240 ^{千円}
	1 寄 附 金	5,240
2 財 産 収 入		32
	1 財 産 運 用 収 入	32
3 繰 入 金		21,970
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,629
	2 基 金 繰 入 金	10,341
4 繰 越 金		10,533
	1 繰 越 金	10,533
歳 入 合 計		37,775

歳 出

款	項	金 額
1 公害被害者救済事業費		37,775 <small>千円</small>
	1 運 営 費	36,775
	2 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		37,775

令和2年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和2年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,456,114千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		2, 212, 600 ^{千円}
	1 国 庫 補 助 金	2, 212, 600
2 財 産 収 入		402, 918
	1 財 産 運 用 収 入	39, 918
	2 財 産 売 払 収 入	363, 000
3 繰 入 金		3, 642, 669
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3, 624, 963
	2 基 金 繰 入 金	17, 706
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		45, 926
	1 雑 入	45, 926
6 市 債		3, 152, 000
	1 市 債	3, 152, 000
歳 入 合 計		9, 456, 114

歳 出

款	項	金 額
1 市 街 地 開 発 事 業 費		9,456,114 <small>千円</small>
	1 総 務 費	692,951
	2 事 業 費	7,111,434
	3 公 債 費	1,650,729
	4 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		9,456,114

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
二ツ橋北部第1期 地区事業費	千円 766,000	市債証券の発行または 普通貸借の方法による。 起債の時期は令和2会 計年度。ただし、その全 部または一部を翌年度以 後に繰り越し、起債する ことができる。	5.0%以内 ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金につい て、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率とする。	起債年度の翌年度から 据置期間を含め、30年以 内に償還する。ただし、 本期間中、未償還額の範 囲内において借り換える ことができる。 公的資金を借り入れる 場合は、その融通条件に よる。
新綱島駅周辺地区 事業費	591,000	同 上	同 上	同 上
東高島駅北地区 事業費	95,000	同 上	同 上	同 上
横浜駅きた西口鶴屋 地区事業費	235,000	同 上	同 上	同 上
大船駅北第二地区 事業費	775,000	同 上	同 上	同 上
泉ゆめが丘地区 事業費	280,000	同 上	同 上	同 上
瀬谷駅南口第1地区 事業費	349,000	同 上	同 上	同 上
中山駅南口地区 事業費	61,000	同 上	同 上	同 上
計	3,152,000			

令和2年度横浜市自動車駐車場事業費会計予算

令和2年度横浜市の自動車駐車場事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ487,496千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		14,280
	1 寄 附 金	14,280
2 繰 入 金		362,511
	1 一 般 会 計 繰 入 金	362,511
3 繰 越 金		29,633
	1 繰 越 金	29,633
4 諸 収 入		81,072
	1 雑 入	81,072
歳 入 合 計		487,496

歳 出

款	項	金 額
1 自動車駐車場事業費		千円 487,496
	1 運 営 費	153,705
	2 公 債 費	328,791
	3 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		487,496

令和2年度横浜市新墓園事業費会計予算

令和2年度横浜市の新墓園事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,692,461千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 990,685
	1 使用料	990,520
	2 手数料	165
2 財産収入		630
	1 財産運用収入	630
3 繰入金		37,041
	1 基金繰入金	37,041
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		5
	1 雑収入	5
6 市債		664,000
	1 市債	664,000
歳 入 合 計		1,692,461

歳 出

款	項	金 額
1 メモリアルグリーン事業費		78,611 <small>千円</small>
	1 事業費	78,611
2 日野こもれび納骨堂事業費		926,850
	1 事業費	643,194
	2 公債費	283,656
3 舞岡地区新墓園事業費		667,000
	1 施設整備費	662,463
	2 公債費	4,537
4 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		1,692,461

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
舞岡墓園（仮称）整備工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度から 令和4年度まで	限 度 額 670,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
舞岡地区新墓園費 整備備	千円 664,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
計	664,000			

令和2年度横浜市風力発電事業費会計予算

令和2年度横浜市の風力発電事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ86,526千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 寄 附 金		千円 50
	1 寄 附 金	50
2 繰 越 金		42,274
	1 繰 越 金	42,274
3 諸 収 入		44,202
	1 収 益 事 業 収 入	36,839
	2 雑 入	7,363
歳 入 合 計		86,526

歳 出

款	項	金 額
1 風 力 発 電 事 業 費		86,526 <small>千円</small>
	1 運 営 費	46,526
	2 予 備 費	40,000
歳 出 合 計		86,526

令和2年度横浜市みどり保全創造事業費会計予算

令和2年度横浜市のみどり保全創造事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,682,845千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		1,797 ^{千円}
	1 使用料	1,797
2 国庫支出金		2,060,000
	1 国庫補助金	2,060,000
3 県支出金		145
	1 県委託金	145
4 財産収入		1,000
	1 財産運用収入	1,000
5 寄附金		1
	1 寄附金	1
6 繰入金		6,312,426
	1 一般会計繰入金	3,267,929
	2 基金繰入金	3,044,497
7 諸収入		11,476
	1 雑収入	11,476
8 市債		4,296,000
	1 市債	4,296,000
歳 入 合 計		12,682,845

歳 出

款	項	金 額
1 みどり保全創造事業費		12,682,845 <small>千円</small>
	1 みどり保全創造事業費	5,900,837
	2 みどり保全事業費	5,097,011
	3 基金積立金	1,000
	4 公債費	1,682,997
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		12,682,845

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
緑地施設修繕工事請負契約の締結に係る予算外義務負担	令和3年度	限度額 2,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
樹林地保全創造費	千円 1,640,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
都市農地保全費	212,000	同 上	同 上	同 上
緑化推進創造費	80,000	同 上	同 上	同 上
樹林地保全費	2,364,000	同 上	同 上	同 上
計	4,296,000			

令和2年度横浜市公共事業用地費会計予算

令和2年度横浜市の公共事業用地費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,867,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 資産活用推進基金収入		1,783,839 <small>千円</small>
	1 資産活用推進基金運用収入	190,651
	2 財 産 収 入	926,780
	3 基 金 繰 入 金	666,407
	4 繰 越 金	1
2 都市開発資金事業収入		1,836,399
	1 財 産 収 入	407,082
	2 一 般 会 計 繰 入 金	429,317
	3 市 債	1,000,000
3 公共用地先行取得事業収入		8,247,362
	1 財 産 収 入	1,774,290
	2 基 金 繰 入 金	6,473,071
	3 繰 越 金	1
歳 入 合 計		11,867,600

歳 出

款	項	金 額
1 資産活用推進基金費		1,783,839 ^{千円}
	1 資産活用推進基金積立金	486,598
	2 資産活用推進基金保有土地取得費	1,297,241
2 都市開発資金事業費		1,836,399
	1 都市開発資金事業費	1,000,000
	2 公 債 費	836,399
3 公共用地先行取得事業費		8,247,362
	1 公 債 費	8,247,361
	2 減債基金積立金	1
歳 出 合 計		11,867,600

第2表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
都市開発資金事業費	千円 1,000,000	普通貸借の方法により、国から借り入れる。 起債の時期は令和2会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	5.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間を含め10年以内に償還する。
計	1,000,000			

令和2年度横浜市市債金会計予算

令和2年度横浜市の市債金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ493,904,474千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 417,311,474
	1 他 会 計 繰 入 金	362,763,682
	2 基 金 繰 入 金	54,547,792
2 市 債		76,593,000
	1 市 債	76,593,000
歳 入 合 計		493,904,474

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		493,904,474 <small>千円</small>
	1 公 債 費	486,301,095
	2 第三セクター等改革推進債 公 債 費	7,603,379
歳 出 合 計		493,904,474

令和2年度横浜市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度横浜市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|--------------|----------------------------|-------------|----------------|
| (1) 水再生センター | 11 か所 | | |
| | 年間総処理量 | 552,165,000 | m ³ |
| | 1日平均処理量 | 1,513,000 | m ³ |
| (2) ポンプ場 | 72 か所 | | |
| | 年間総揚水量 | 255,267,000 | m ³ |
| | 1日平均揚水量 | 699,000 | m ³ |
| (3) 主な建設改良事業 | 管きよ、ポンプ場及び水再生センター等
整備事業 | 53,557,031 | 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	132,347,635 千円
第1項 営業収益	99,316,622 千円
第2項 営業外収益	32,612,942 千円
第3項 特別利益	418,071 千円

支 出

第1款 下水道管理費	121,299,293 千円
第1項 営業費用	112,802,181 千円
第2項 営業外費用	8,210,736 千円

第3項 特 別 損 失	276,376 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 61,541,515 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 下水道事業資本的収入	69,562,901 千円
第1項 企 業 債	53,456,000 千円
第2項 補 助 金	15,100,000 千円
第3項 負 担 金	9,630 千円
第4項 出 資 金	986,852 千円
第5項 その他資本的収入	10,419 千円

支 出

第1款 下水道事業資本的支出	131,104,416 千円
第1項 建 設 改 良 費	57,198,427 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	73,890,904 千円
第3項 投 資	5,085 千円
第4項 予 備 費	10,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道管きょ修繕工事 及び維持管理委託	令和3年度	620,000 千円
ポンプ場修繕工事	令和3年度	73,000 千円

水再生センター修繕工事 令和3年度 606,000 千円

水再生センター・ポンプ場
改良工事 令和3年度 280,000 千円

下水道整備工事
及び設計・測量等委託 令和3年度から
令和5年度まで 47,000,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 下水道整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 31,145,000 千円
- (3) 起債の方法
ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和2事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,951,417千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、3,000,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	車 両	排 水 ポ ン プ 車	2 台

令和2年度横浜市埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度横浜市埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 付帯工事及び管理一式

ア みなとみらい21埋立事業

イ 南本牧埋立事業

ウ 金沢木材港埋立事業

エ 新山下町貯木場埋立事業

(2) 埋 立 土 量 710,000 m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 完 成 土 地 収 益 722,559 千円

第1項 営 業 収 益 277,160 千円

第2項 営 業 外 収 益 445,399 千円

支 出

第1款 完 成 土 地 費 用 2,251,801 千円

第1項 営 業 費 用 863,673 千円

第2項 営 業 外 費 用 1,368,128 千円

第3項 予 備 費 20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 20,453,701 千円は、過年度分損

益勘定留保資金等で補填するものとする。)

収 入

第1款 資 本 的 収 入 14,744,647 千円

第1項 みなとみらい21
埋立事業収入 5,674,982 千円

第2項 南本牧埋立事業収入 9,069,665 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 35,198,348 千円

第1項 埋立事業費 14,938,366 千円

第2項 企業債償還金 20,239,982 千円

第3項 予備費 20,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、25,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(重要な資産の処分)

第7条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量	処分の 態 様
(1) 処分する資産	ア 土地	みなとみらい21 埋立地	31,000m ²	売却
	イ 同上	南本牧埋立地	18,000m ²	同上

令和2年度横浜市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度横浜市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 1,908,000 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 408,641,000 m ³ |
| (3) 1日平均給水量 | 1,120,000 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	89,250,980 千円
第1項 営 業 収 益	79,711,807 千円
第2項 営 業 外 収 益	7,215,940 千円
第3項 特 別 利 益	2,323,233 千円

支 出

第1款 水 道 事 業 費 用	81,147,324 千円
第1項 営 業 費 用	77,465,832 千円
第2項 営 業 外 費 用	3,596,492 千円
第3項 特 別 損 失	35,000 千円
第4項 予 備 費	50,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 28,439,492 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 20,471,890 千円、建設改良積立金取崩額 7,967,602

千円で補填するものとする。)

収 入

第1款	水道事業資本的収入	17,016,198 千円
第1項	企 業 債	14,752,000 千円
第2項	出 資 金	233,000 千円
第3項	補 助 金	258,583 千円
第4項	分 担 金 及 び 負 担 金	1,602,134 千円
第5項	そ の 他 資 本 的 収 入	170,481 千円

支 出

第1款	水道事業資本的支出	45,455,690 千円
第1項	建 設 改 良 費	32,848,192 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	12,568,736 千円
第3項	投 資	7,762 千円
第4項	国 庫 補 助 金 返 還 金	1,000 千円
第5項	予 備 費	30,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
西谷浄水場浄水処理施設更新工事	令和3年度から 令和22年度まで	64,000,000 千円
相模湖系導水路改良工事	令和3年度から 令和14年度まで	36,000,000 千円
水道施設整備工事	令和3年度から 令和6年度まで	26,038,000 千円
西谷浄水場排水処理施設更新工事及び運営委託	令和3年度から 令和28年度まで	22,000,000 千円

水道施設維持管理	令和3年度	7,000,000 千円
西谷浄水場再整備事業 コンストラクション マネジメント委託	令和3年度から 令和8年度まで	600,000 千円
料金事務オンラインシステム プリントセンター 新帳票対応業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	12,000 千円
口座入力関連業務等における 電話対応業務委託	令和3年度	5,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 配水管整備事業費及び基幹施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限度額 12,340,000 千円
- | | |
|--------------------|---------------|
| 配水管整備事業費
充当企業債 | 11,840,000 千円 |
| 基幹施設整備事業費
充当企業債 | 500,000 千円 |
- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
- イ 起債の時期は令和2事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率 年 5.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年

以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。

イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、62,220 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、900,000 千円と定める。

令和2年度横浜市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度横浜市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------------------------|
| (1) 供給事業所数 | 67 か所 |
| (2) 年間契約給水量 | 93,513,000 m ³ |
| (3) 1日当たり契約給水量 | 256,200 m ³ |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	3,152,966 千円
第1項 営業収益	2,895,685 千円
第2項 営業外収益	257,281 千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,530,264 千円
第1項 営業費用	2,408,191 千円
第2項 営業外費用	105,073 千円
第3項 特別損失	10,000 千円
第4項 予備費	7,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,724,601 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 865,696 千円、建設改良積立金取崩額 604,905 千円及び減債積立金取崩額 254,000 千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款	工業用水道事業資本的収入	799,200 千円
第1項	企 業 債	622,000 千円
第2項	国 庫 補 助 金	177,200 千円

支 出

第1款	工業用水道事業資本的支出	2,523,801 千円
第1項	建 設 改 良 費	2,256,940 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	261,861 千円
第3項	国 庫 補 助 金 返 還 金	1,000 千円
第4項	予 備 費	4,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設整備工事	令和3年度から 令和4年度まで	1,757,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 工業用水道施設整備事業費に充てるため。
- (2) 限 度 額 622,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和2事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利 率 年 5.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について

て、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、40年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第8条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,752 千円である。

令和2年度横浜市自動車事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度横浜市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	車両数	年間走行キロ	年間輸送人員	1日平均輸送人員
(1) 一般乗合	819両	29,625,000 km	129,580,000 人	355,000 人
(2) 貸切	24両	750,000 km	1,956,000 人	5,300 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 自動車事業収益		23,213,773 千円
第1項 営業収益		22,344,136 千円
第2項 営業外収益		869,637 千円
支 出		
第1款 自動車事業費		23,175,029 千円
第1項 営業費用		22,242,479 千円
第2項 営業外費用		912,550 千円
第3項 予備費		20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,334,402 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 自動車事業資本的収入 819,556 千円

第1項 企 業 債 760,000 千円

第2項 国 庫 補 助 金 27,740 千円

第3項 県 補 助 金 11,190 千円

第4項 一 般 会 計 補 助 金 20,626 千円

支 出

第1款 自動車事業資本的支出 2,153,958 千円

第1項 建 設 改 良 費 1,759,201 千円

第2項 企 業 債 償 還 金 394,757 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
設 備 改 良 工 事	令 和 3 年 度	300,000 千円
設 備 管 理 委 託	令 和 3 年 度 从 来 令 和 4 年 度 まで	200,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- (1) 起債の目的 バス車両の購入費等に充てるため。
- (2) 限 度 額 760,000 千円
- (3) 起債の方法 ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
イ 起債の時期は令和2事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。

(4) 利 率 年 5.0%以内
ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、342,143 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	車 両	バ ス 車 両	26両

令和2年度横浜市高速鉄道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度横浜市高速鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 車 両 数 284 両 (53編成)
- (2) 年 間 走 行 キ ロ 37,356,000 km
- (3) 年 間 輸 送 人 員 249,712,700 人
- (4) 1 日 平 均 輸 送 人 員 684,100 人
- (5) 主 な 建 設 改 良 事 業 駅施設及び電路・機械設備等の改良事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 高速鉄道事業収益 53,544,058 千円

第1項 営 業 収 益 46,188,254 千円

第2項 営 業 外 収 益 7,355,804 千円

支 出

第1款 高速鉄道事業費 46,236,349 千円

第1項 営 業 費 用 38,805,724 千円

第2項 営 業 外 費 用 7,400,625 千円

第3項 予 備 費 30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 22,107,715 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 高速鉄道事業資本的収入 26,822,077 千円

第1項	企 業 債	20,615,000 千円
第2項	一 般 会 計 出 資 金	3,112,000 千円
第3項	国 庫 補 助 金	230,000 千円
第4項	一 般 会 計 補 助 金	1,415,935 千円
第5項	そ の 他 収 入	1,449,142 千円

支 出

第1款 高速鉄道事業資本的支出 48,929,792 千円

第1項	建 設 改 良 費	20,458,516 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	28,471,276 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
営業区間施設改良工事	令和3年度から 令和7年度まで	23,700,000 千円
営業区間受託工事 及び施設管理委託	令和3年度から 令和4年度まで	1,500,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

- | | | | |
|-----------|------------------------|---------------|--|
| (1) 起債の目的 | 高速鉄道建設改良費及び元利償還に充てるため。 | | |
| (2) 限度額 | 17,506,000 千円 | | |
| | 建設改良費充当企業債 | 15,321,000 千円 | |
| | 資本費平準化債 | 1,461,000 千円 | |
| | 特 例 債 | 724,000 千円 | |

令和2年度横浜市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和2年度横浜市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 市 民 病 院 事 業

(1) 病 床 数	650 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	205,573 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	340,434 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	563 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	1,413 人

2 脳卒中・神経脊椎センター事業

(1) 病 床 数	300 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数	93,623 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数	58,320 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数	257 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数	240 人
(6) 短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用定員	80 人
(7) 年間短期入所療養介護及び 介護保健施設サービス等利用者数	27,010 人
(8) 年間通所リハビリテーション等 利 用 者 数	8,961 人
(9) 1 日 平 均 短 期 入 所 療 養 介 護 及 び 介護保健施設サービス等利用者数	74 人

(10) 1 日 平 均 通 所
リハビリテーション等利用者数 29 人

3 みなと赤十字病院事業

(1) 病 床 数 634 床
(2) 年 間 入 院 患 者 数 194,268 人
(3) 年 間 外 来 患 者 数 290,005 人
(4) 1 日 平 均 入 院 患 者 数 532 人
(5) 1 日 平 均 外 来 患 者 数 1,193 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 市民病院事業収益 26,113,123 千円

第1項 医 業 収 益 23,500,223 千円

第2項 医 業 外 収 益 2,612,900 千円

**第2款 脳卒中・神経脊椎センター
事業収益 8,457,380 千円**

第1項 医 業 収 益 6,026,739 千円

第2項 医 業 外 収 益 2,381,678 千円

第3項 研 究 助 成 収 益 20,000 千円

第4項 介 護 老 人 保 健 施 設 収 益 28,963 千円

第3款 みなと赤十字病院事業収益 2,716,406 千円

第1項 医 業 収 益 62,282 千円

第2項 医 業 外 収 益 2,654,124 千円

合 計 37,286,909 千円

支 出

第1款 市民病院事業費用 35,206,550 千円

第1項 医 業 費 用 26,586,663 千円

第2項 医 業 外 費 用 517,367 千円

第3項	特	別	損	失	7,802,520	千円						
第4項	予	備	費		300,000	千円						
第2款	脳卒中・神経脊椎センター 事業費用				8,578,533	千円						
第1項	医	業	費	用	8,140,948	千円						
第2項	医	業	外	費	用	220,261	千円					
第3項	医	学	研	究	費	用	20,000	千円				
第4項	介	護	老	人	保	健	施	設	費	用	47,324	千円
第5項	予	備	費		150,000	千円						
第3款	みなと赤十字病院事業費用				2,545,038	千円						
第1項	医	業	費	用	1,988,537	千円						
第2項	医	業	外	費	用	556,501	千円					
合 計					46,330,121	千円						

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,164,801 千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款	市民病院事業資本的収入				2,467,548	千円			
第1項	企	業	債		1,328,000	千円			
第2項	一	般	会	計	負	担	金	1,134,748	千円
第3項	そ	の	他		4,800	千円			
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業 資本的収入				1,419,229	千円			
第1項	企	業	債		420,000	千円			
第2項	一	般	会	計	負	担	金	991,615	千円
第3項	一	般	会	計	補	助	金	7,604	千円
第4項	そ	の	他		10	千円			

第3款	みなと赤十字病院事業 資本的収入	1,937,523 千円
第1項	企業債	400,000 千円
第2項	一般会計負担金	1,312,401 千円
第3項	一般会計補助金	225,122 千円
	合 計	5,824,300 千円
	支 出	
第1款	市民病院事業資本的支出	3,588,845 千円
第1項	建設改良費	1,094,696 千円
第2項	企業債償還金	2,481,789 千円
第3項	投資	12,360 千円
第2款	脳卒中・神経脊椎センター事業 資本的支出	2,029,022 千円
第1項	建設改良費	420,000 千円
第2項	企業債償還金	1,609,022 千円
第3款	みなと赤十字病院事業 資本的支出	2,371,234 千円
第1項	建設改良費	410,000 千円
第2項	企業債償還金	1,961,234 千円
	合 計	7,989,101 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
市民病院 物品管理業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	5,600,000 千円
市民病院洗淨滅菌・ 手術室等補助業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	264,000 千円

市民病院 医事業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	1,000,000 千円
市民病院 病理解体工事費	令和3年度から 令和4年度まで	2,896,000 千円
市民病院 建物総合管理業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	880,000 千円
市民病院 食事提供業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	718,000 千円
市民病院 リネン総合管理業務委託	令和3年度から 令和6年度まで	468,000 千円
市民病院 医学研修経費	令和3年度	15,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 施設管理費	令和3年度から 令和6年度まで	700,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 検査業務委託	令和3年度から 令和4年度まで	250,000 千円
脳卒中・神経脊椎センター 医学研修経費	令和3年度	7,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(1) 起債の目的 施設整備工事費、医療備品購入費及び用地取得費等に充てるため。

(2) 限度額 2,148,000 千円

市民病院建設改良費充当企業債 1,328,000 千円

脳卒中・神経脊椎センター
建設改良費充当企業債 420,000 千円

みなと赤十字病院
建設改良費充当企業債 400,000 千円

- (3) 起債の方法
- ア 市債証券の発行または普通貸借の方法による。
 - イ 起債の時期は令和2事業年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。
- (4) 利率
- 年 5.0%以内
- ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。
- (5) 償還の方法
- ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。
 - イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(他会計からの補助金)

第9条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,033,416 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、14,476,895 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	ア 備品	血管造影撮影装置	一式
	イ 同上	内視鏡下手術支援装置	一式